

資 料

(令和 6 年度 第 9 回上越市地域公共交通活性化協議会)

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統)

令和 6 年 6 月 27 日
 令和 7 年 2 月 28 日 変更

(名称) 上越市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上越市では、鉄道（えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン及び日本海ひすいライン、JR 東日本信越本線、北越急行ほくほく線）のほか、当市と周辺自治体を、また、鉄道のない郊外エリアと市街地を結ぶ一部の幹線的バス系統を公共交通ネットワークの骨格に位置付け、その他の路線バス系統やコミュニティバス（交通空白地有償運送）と接続させることで、効率性を考慮しながらも、使い勝手のよい階層的な公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、生活交通の維持・確保がなされるよう、既存の路線バス等について、地域の実情を踏まえた運行形態へと見直しを進めている。

平成 21 年度以降、地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組むなど、路線バスの見直し・実証運行に取り組んでおり、令和 2 年 3 月には「第 2 次上越市総合公共交通計画」を策定した。しかし、路線バスの利用者数は、近年、減少幅が若干鈍化傾向にあるものの、依然として減少傾向であり、特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した路線がある。利用者数の減少等による収支状況の悪化により行政負担が増加する中、路線バスの運行の効率化などにより、なんとか生活交通を維持している状況である。このような中、上越市において、令和 6 年 3 月に現状を踏まえた目標や施策を定めた「第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）」を策定した。今後は同計画に基づく路線バス等の再編や利用促進に取り組みながら、定期的な評価を行い、利用しやすく、かつ、持続可能な生活交通の維持・確保に努めていく。

地域間幹線系統として計画に登載する、申請番号 46 番 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鵜の浜は、大潟区（旧中頸城郡大潟町）から上越市中心部を経由しえちごトキめき鉄道上越妙高駅を結ぶ路線である。市街地を運行し、住宅地、商業施設、駅及び病院を経由しており、通勤や通学、総合病院等への通院や買い物など、日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。

申請番号 47 番 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナルは、上越市とえちごトキめき鉄道上越妙高駅を経由し新井バスターミナルを結ぶ路線である。妙高市中心部から上越市を結び、住宅地、商業施設、駅及び病院を経由しており、通勤や通学、総合病院等への通院や買い物など、日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。

以上のことから、地域間幹線系統確保維持国庫補助金を活用することにより、これら路線を維持し、住民の生活交通の手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の 38 ページに記載の基本方針及び目標に沿って作成

1. R4 年度利用者数の 110.4%以上とする。

【目標利用者数】

申請番号46 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鵜の浜： 195,399人

(※R4年度利用者数176,992人×110.4%)

申請番号47 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル： 78,128人
(※R4年度利用者数70,768人×110.4%)

2. R4年度収支率の101.9%とする。

【目標収支率】

申請番号 46 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜： 28.1%
(R4年度収支率 27.6%×101.9%)

申請番号 47 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル： 32.9%
(R4年度収支率 32.3%×101.9%)

※物価・エネルギー価格の高騰に加え、運転士不足への対応による人件費の上昇などにより、経常経費の増加傾向が続いていることから、令和7年3月に運賃改定を実施し、運送収入の増加と収支率の維持に努める。

(2) 事業の効果

- ・申請番号 46 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜

本路線は、沿線地区の住民の通勤・通学や、高齢者を中心とした買い物のほか、新潟労災病院へ乗り入れることにより沿線地区からの通院にも対応しており、住民の日常生活に必要な多岐に渡る目的の達成に寄与している。

また、本線はえちごトキめき鉄道「直江津駅」、「高田駅」及び「上越妙高駅」に接続することに加え、鉄道の代替も兼ねる主要路線であることから、本路線を維持することにより日常生活に必要な移動手段が確保される。

- ・申請番号 47 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル

本路線は、沿線地区の住民の通勤・通学や、高齢者を中心とした買い物のほか、新潟県立中央病院への乗り入れや上越地域医療センター病院を経由することにより、沿線地区からの通院にも対応しており、住民の日常生活に必要な多岐に渡る目的の達成に寄与している。

また、本線はえちごトキめき鉄道「高田駅」、「上越妙高駅」及び「新井駅」に接続することに加え、上越市と妙高市中心部を結んでおり、鉄道の代替も兼ねる主要路線であることから、本路線を維持することにより日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市民の移動ニーズに合わせて、バス・鉄道等の運行時間帯や本数など、ダイヤの見直しを行う。バスからバス、バスから鉄道への乗り継ぎに対応したダイヤの見直しを行う。
(上越市地域公共交通活性化協議会、事業者、上越市)

- ・小中高校生夏休み特別運賃、70歳以上の高齢者や運転免許証返納者を対象とした市内路線バス乗り放題となる定期券、1日フリー乗車券の車内販売、施設と連携した割引サービスなどの実施。(事業者、各施設、上越市)

- ・鉄道・路線バス等の路線図や運行時刻、運賃、乗り方、企画切符などの情報をひとつにまとめた公共交通総合時刻表を作成し、市民へ配布。(上越市地域公共交通活性化協議会)

- ・公共交通の利用啓発資料を作成し、バス案内所や学校、イベント等で配布することにより、市民や観光客へ周知。(上越市地域公共交通活性化協議会)

- ・公共交通の利用が多い高齢者を対象とした企画切符の情報を掲載した啓発資料を作成し、配布。(上越市地域公共交通活性化協議会)

- ・公共交通に対する理解を深めるためのイベント(バスの日フェスタ)を毎年9月に開催。公共交通の利用を啓発、子どもたちを対象にバスの乗り方体験教室等を実施。(バス事業者)

(第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画) P97～100 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付 その他、以下のとおり。 1) 時刻表、路線図 ・別紙「時刻表」及び「路線図」のとおり 2) 運行事業者決定の経緯 以下の理由により運行事業者として「頸城自動車(株)」を選定する。 [理由] ・当該エリアにおいて一般乗合旅客自動車運送事業を運営し、地域住民等の移動手段を確保してきたこと。 ・当該エリアにおける乗合輸送の実施について、必要なノウハウや人材（大型二種自動車免許保有者等）を持ち、安全・安心の輸送サービスを提供できると見込まれること。 ・申請番号 46、47 の各路線のほか、周辺地域で一般乗合旅客自動車運送事業を運営していることから、他地域の事業者が新規参入する場合と比較して、不採算や経営上の事情等を理由とする事業撤退が考えにくく、安定的に移動手段を確保できると見込まれるため。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・路線ごとの乗降調査を実施し、利用者数の測定を実施する。 ・利用者数及び収支率の実績値により、目標達成状況について評価を行う。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 「別紙 生産性向上の取組」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置した上越市地域公共交通活性化協議会の開催状況と主な協議内容（令和2年度～）

会議開催日	主な協議内容
〈令和2年度第1回（書面協議）〉 令和2年4月20日（月）～ 令和2年4月24日（金）	・「とよば」停留所の移設について ・自家用有償旅客運送における市営バス学生定期乗車券適用方法の変更について
〈令和2年度第2回〉 令和2年6月18日（木）	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について ・令和元年度決算及び監査報告について ・路線バス（直江津・浦川原線）の実証実験等について ・令和3年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について
〈令和2年度第3回〉 令和2年7月31日（金）	・令和2年10月に行うバス路線の再編について ・自家用有償旅客運送の更新登録について
〈令和2年度第4回（書面協議）〉 令和2年9月24日（木）～ 令和2年9月30日（水）	・令和2年11月に行うバス路線の再編について ・「上越バスロケーションシステム」周知ポスターの作成について
〈令和2年度第5回〉 令和2年12月24日（木）	・令和3年4月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・公共交通総合時刻表の作成について
〈令和2年度第6回（書面協議）〉 令和3年2月15日（月）～ 令和3年2月19日（金）	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について ・安塚区におけるデマンド交通試験運行に係る運行計画（案）について ・安塚区スクールバスにおける高校生の混乗について ・路線バス・市営バス間における乗継割引の実施について ・自家用有償旅客運送における対価の額の見直しについて
〈令和2年度第7回〉 令和3年3月25日（木）	・令和3年度事業計画（案）及び当初予算（案）について ・上越市総合公共交通計画に基づくバス路線の評価について
〈令和3年度第1回〉 令和3年5月27日（木）	・令和2年度決算及び監査報告について ・令和4年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について
〈令和3年度第2回〉 令和3年7月27日（火）	・安塚区におけるデマンド交通の本運行への移行について ・自家用有償旅客運送自動車等の停留所への駐停車について ・公共交通総合時刻表の作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について
〈令和3年度第3回（書面協議）〉 令和3年10月20日（水）～ 令和3年10月26日（木）	・大雪等の災害時の臨時バスの運行について
〈令和3年度第4回〉 令和3年12月22日（水）	・令和4年4月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・交通空白地有償運送の更新について

（次頁へつづく）

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈令和3年度第5回（書面協議）〉 令和4年2月18日（金）～ 令和4年2月24日（木）	・ 自家用有償旅客運送における乗務前の確認・指示について ・ 安塚区における休止路線の廃止について
〈令和3年度第6回〉 令和4年3月29日（火）	・ 令和4年度事業計画（案）及び当初予算（案）について ・ 第2次総合公共交通計画に基づく令和3年度バス路線の評価について
〈令和4年度第1回〉 令和4年5月20日（金）	・ 令和3年度決算及び監査報告について ・ 路線バス（島田線）の試験運行について ・ 令和5年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・ 協議運賃路線における特別運賃の設定について ・ 交通空白地有償運送の更新登録について
〈令和4年度第2回〉 令和4年7月26日（火）	・ 予約型コミュニティバスの実証運行について ・ 路線バス（上越大通り線）の犀潟駅への乗り入れについて ・ 令和4年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について ・ 第2次総合公共交通計画に基づく令和3年度バス路線（市営バス）の評価について ・ 「上越バスロケーションシステム」周知ポスターの作成について ・ 協議運賃路線における特別運賃の設定について
〈令和4年度第3回（書面協議）〉 令和4年10月17日（月）～ 令和4年10月21日（金）	・ 正善寺線に係る停留所の移設について
〈令和4年度第4回〉 令和4年12月23日（金）	・ 令和5年4月に行うバス路線の再編について ・ 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・ 地域公共交通計画の評価等結果について ・ 予約型コミュニティバスの利用状況について
〈令和4年度第5回〉 令和5年3月28日（火）	・ 令和5年度事業計画（案）及び当初予算（案）について ・ 第2次総合公共交通計画後期再編計画の策定について ・ 予約型コミュニティバスの本運行への移行について ・ 第2次総合公共交通計画に基づく令和4年度バス路線の評価について
〈令和5年度第1回〉 令和5年5月26日（金）	・ 令和4年度決算及び監査報告について ・ 令和6年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・ 協議運賃路線における特別運賃の設定について ・ 第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈令和 5 年度第 2 回〉 令和 5 年 7 月 13 日 (木)	・ 第 2 次上越市総合公共交通計画に基づく令和 4 年度バス路線 (市営バス) の評価について ・ 自家用有償旅客運送の更新登録について ・ 協議運賃路線における特別運賃の設定について ・ バス路線の経路変更について ・ 第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の策定について
〈令和 5 年度第 3 回〉 令和 5 年 8 月 23 日 (水)	・ 令和 5 年 10 月に行うバス路線の再編について ・ 第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の策定について
〈令和 5 年度第 4 回 (書面協議)〉 令和 5 年 9 月 22 日 (金) ~ 令和 5 年 9 月 27 日 (水)	・ 関山ルート of 路線廃止と中郷区乗合タクシーの今後の運行について
〈令和 5 年度第 5 回〉 令和 5 年 10 月 24 日 (火)	・ 令和 5 年 11 月に行うバス路線の再編について ・ 地域公共交通計画の評価等結果について ・ タクシーの営業区域外旅客運送について ・ 第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の策定について
〈令和 5 年度第 6 回〉 令和 5 年 11 月 20 日 (月)	・ 第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の策定について
〈令和 5 年度第 7 回〉 令和 5 年 12 月 25 日 (月)	・ 浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスの運行計画について ・ 令和 6 年 4 月に行うバス路線の再編について ・ 令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について
〈令和 5 年度第 8 回〉 令和 6 年 2 月 20 日 (火)	・ 予約型コミュニティバスの運行計画について ・ バス路線の減便について ・ 互助による輸送における運行内容の変更について ・ 自家用有償旅客運送の変更登録について
〈令和 5 年度第 9 回〉 令和 6 年 3 月 25 日 (月)	・ 第 2 次上越市総合公共交通計画に基づく令和 5 年度バス路線の評価について ・ 上越市地域公共交通活性化協議会の会則の改正について ・ 令和 6 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について
〈令和 6 年度第 1 回〉 令和 6 年 5 月 21 日 (火)	・ 令和 5 年度決算及び監査報告について ・ 令和 7 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について
〈令和 6 年度第 2 回 (書面協議)〉 令和 6 年 6 月 20 日 (木) ~ 令和 6 年 6 月 27 日 (木)	・ 令和 7 年度地域幹線系統確保維持計画について

(前頁からのつづき)	
〈令和 6 年度第 3 回〉 令和 6 年 8 月 22 日 (木)	・第 2 次上越市総合公共交通計画に基づく令和 5 年度バス路線 (市営バス) の評価について ・地域公共交通利便増進実施計画の策定について ・浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスについて
〈令和 6 年度第 4 回 (書面協議) 〉 令和 6 年 10 月 23 日 (水) ～ 令和 6 年 10 月 30 日 (水)	・タクシーの営業区域外旅客運送の期間更新について
〈令和 6 年度第 5 回〉 令和 6 年 12 月 2 日 (月)	・第 2 次上越市総合公共交通計画の評価等結果について ・予約型コミュニティバスの運行計画について ・路線バス停留所の新設と追加について
〈令和 6 年度第 6 回 (書面協議) 〉 令和 6 年 12 月 13 日 (金) ～ 令和 6 年 12 月 19 日 (木)	・路線バス停留所の再編と新設について
〈令和 6 年度第 7 回〉 令和 6 年 12 月 25 日 (水)	・令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の事業評価について ・市営バスの運賃改定について ・岡沢・稻荷山ルートの廃止と中郷区における互助による輸送の取組について
〈令和 6 年度第 8 回〉 令和 7 年 2 月 12 日 (水)	・板倉区予約型コミュニティバスの運行計画について ・中郷区における互助による輸送の運行計画について ・令和 7 年 4 月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通利便増進実施計画について ・自家用有償旅客運送の更新登録について
19. 利用者等の意見の反映状況	
市民を対象とした公共交通に関するアンケート結果や、乗降調査を実施し利用者に対し行ったヒアリング結果に基づき、運行ダイヤの調整や運行経路の見直し、停留所の新設等を行った。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
 (所 属) 上越市地域公共交通活性化協議会
 事務局 上越市総合政策部 交通政策課
 (氏 名) ○○ ○○
 (電 話) 025-520-5633 (直通)
 (e-mail) kotsu@city.joetsu.lg.jp

表1 地域間幹線系統申請の概要

R7補助年度(令和6年10月1日～令和7年9月30日)

[illegible]

※1記入欄が足りない場合は付け足して下さい。(関数が入っているので、ご注意ください。)

※2水色の色つきセルには予め計算式が入力されていますのでご注意ください。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	頸城自動車株式会社	令和7年度
------	-----------	-------

※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間：R5年度実績(R4.10.1～R5.9.30)

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	64,130 千円	営業外収益	1,318 千円	経常収益(イ)	65,448 千円
	営業費用	211,737 千円	営業外費用	8,407 千円	経常費用(ロ)	220,144 千円
	営業損益	▲ 147,607 千円	営業外損益	▲ 7,089 千円	経常損益	▲ 154,696 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	620,675.8	km			経常収支率	29.72 %

(2) 基準期間の前年度：R4年度実績(R3.10.1～R4.9.30)

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	65,650 千円	営業外収益	1,224 千円	経常収益(イ')	66,874 千円
	営業費用	208,366 千円	営業外費用	5,697 千円	経常費用(ロ')	214,063 千円
	営業損益	▲ 142,716 千円	営業外損益	▲ 4,473 千円	経常損益	▲ 147,189 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	630,849.1	km			経常収支率	31.24 %

(3) 基準期間の前々年度：R3年度実績(R2.10.1～R3.9.30)

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	63,042 千円	営業外収益	1,112 千円	経常収益(イ'')	64,154 千円
	営業費用	202,608 千円	営業外費用	6,065 千円	経常費用(ロ'')	208,673 千円
	営業損益	▲ 139,566 千円	営業外損益	▲ 4,953 千円	経常損益	▲ 144,519 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	620,791.1	km			経常収支率	30.74 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	336円.14銭	339円.32銭	354円.68銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常 費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	343円38銭	378円29銭	343円38銭	105円44銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数		計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他系統との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率				
				起点	主な経由地	終点		()				チ	オ				オ÷チ＝ク	リ				ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ラ
								①＝カッコ内	②																
羽越	48		上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜	上越妙高駅前	市役所・労災病院前	鶴の浜	365	日	5093.5 (13.9)	回	1.5	20.8人	往 27.2km 復 27.2km	(平均) 27.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	% 100.000		
羽越	49		上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル	上越モール前	上越妙高駅前	新井バスターミナル	365	日	4000.0 (10.9)	回	1.6	17.4人	往 17.2km 復 16.8km	(平均) 17.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 5.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 5.1km	% 0.000	% 70.000		
合計			2系統										往 44.4km 復 44.0km	44.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 5.1km 復 5.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km			

(2) 補助対象経費の算定

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置 (チー(リ+ヌ))÷チ ＝ラ	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外乗 入部分以外の キロ程の比率	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の 額:カ	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうち いずれか少ないほう の額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ＝f				
羽越	48		100.000%	262,442.9km	90,117,643 円	114円.45銭	34,679,887 円	257,982.6 km	134円.42銭	31,003,627 円	264,995.4 km	116円.99銭	24,400,817 円	265,356.3 km	91円.95銭	30,036,589 円	60,081,054 円	40,552,939 円	40,552,939 円
羽越	49		70.000%	133,484.2km	45,835,804 円	133円.99銭	21,279,914 円	130,084.2 km	163円.58銭	18,132,049 円	133,584.5 km	135円.73銭	13,727,654 円	133,714.4 km	102円.66銭	17,885,547 円	27,950,257 円	20,626,111 円	20,626,111 円
合計				395,927.1km	135,953,447 円		55,968,895 円	388,069.9km		49,135,720 円	398,579.9km		38,128,471 円	399,070.7km		47,922,136 円	88,031,311 円	61,179,050 円	61,179,050 円

(3) 負担者及び負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線 ツ×みなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具 体的概要
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	48		40,552,939 円	40,552,939 円	11,669,910 円	11,669千円	5,834.5千円	60,081,054 円	54,246,554 円	5,834,500 円	10.8%	19,528,115 円	36.0%	0 円	0.0%	28,883,939 円	53.2%	
羽越	49		14,438,277 円	14,438,277 円	3,973,837 円	3,973千円	1,986.5千円	27,950,257 円	25,963,757 円	1,986,500 円	7.7%	5,126,902 円	19.7%	8,385,077 円	32.3%	10,465,278 円	40.3%	国、県、妙高市
合計			54,991,216 円	54,991,216 円	15,643,747 円	15,642千円	7,821千円	88,031,311 円	80,210,311 円	7,821,000 円	9.8%	24,655,017 円	30.7%	8,385,077 円	34.0%	39,349,217 円	49.1%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（又））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要